

厚生労働省国民保護計画 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

変 更 案	現 行
第1章 実施体制の確立 第1節 組織・体制等の整備 3 本省における連絡体制及び参集体制の整備 (2) 職員の参集 ○ <u>技術・国際保健総括審議官</u>は必要に応じて、官邸に参集し、官邸において関係情報の収集・伝達の任務等にあたるものとする。 ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) 第2節 平素における措置 1 医療に係る体制の整備 (1) 人工透析医療 ○ 厚生労働省健康局及び医政局は、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者への対応も含めた武力攻撃災害時の人工透析医療を確保するため、都道府県が<u>公益社団法人日本透析医会</u>その他の関係機関と協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の把握並びに必要な水・医薬品等の確保など、人工透析医療に係る防災体制を整備することに関し、都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。 第2章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に関する事項	第1章 実施体制の確立 第1節 組織・体制等の整備 3 本省における連絡体制及び参集体制の整備 (2) 職員の参集 ○ <u>技術総括審議官</u>は必要に応じて、官邸に参集し、官邸において関係情報の収集・伝達の任務等にあたるものとする。 ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) 第2節 平素における措置 1 医療に係る体制の整備 (1) 人工透析医療 ○ 厚生労働省健康局及び医政局は、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者への対応も含めた武力攻撃災害時の人工透析医療を確保するため、都道府県が<u>社団法人日本透析医会</u>その他の関係機関と協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の把握並びに必要な水・医薬品等の確保など、人工透析医療に係る防災体制を整備することに関し、都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。 第2章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

厚生労働省は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。

① （略）

② 国民の権利利益の迅速な救済

○ （略）

○ 厚生労働省関係部局は、これらの手続に関連する文書を、厚生労働省行政文書管理規則等に基づき、同規則で定められている期間保存することとし、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長するなど、適切に保存するものとする。また、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等その保存には特段の配慮を払うものとする。

③～⑧ （略）

第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

第4節 保健衛生の確保その他の措置

2 人工透析医療

○ 人工透析については、慢性腎障害患者に対し、武力攻撃事態等においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対して提供することも必要である。透析医療の実施に当たっては、水・医薬品等の確保が重要であることから、次の方法により、人工透析の供給体制を確保する。

・ 情報収集及び連絡

厚生労働省健康局及び医政局は、公益社団法人日本透析医会が被災都道府県に伝達する、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の

厚生労働省は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。

① （略）

② 国民の権利利益の迅速な救済

○ （略）

○ 厚生労働省関係部局は、これらの手続に関連する文書を、厚生労働省文書管理規程等に基づき、同規程で定められている期間保存することとし、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長するなど、適切に保存するものとする。また、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等その保存には特段の配慮を払うものとする。

③～⑧ （略）

第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

第4節 保健衛生の確保その他の措置

2 人工透析医療

○ 人工透析については、慢性腎障害患者に対し、武力攻撃事態等においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対して提供することも必要である。透析医療の実施に当たっては、水・医薬品等の確保が重要であることから、次の方法により、人工透析の供給体制を確保する。

・ 情報収集及び連絡

厚生労働省健康局及び医政局は、社団法人日本透析医会によるが、被災都道府県に伝達する被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の

稼働状況に係る情報に基づき、被災都道府県・市町村が、広報誌、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等への確かな情報を提供し、受療の確保を図ることに
関し、被災都道府県・市町村に対する必要な指導、助
言その他の支援を行う。

- ・ 水及び医薬品等の確保

厚生労働省健康局、医薬・生活衛生局生活衛生・食
品安全部及び医政局は、被災都道府県が、公益社団法
人日本透析医会により提供される透析医療機関におけ
る水・医薬品等の確保状況に関する情報に基づき、必
要な措置を講ずることに関し、被災都道府県に対する
必要な指導、助言その他の支援を行う。

の稼働状況に係る情報に基づき、被災都道府県・市町
村が、広報誌、報道機関等を通じて、透析患者や患者
団体等への確かな情報を提供し、受療の確保を図るこ
とに関し、被災都道府県・市町村に対する必要な指導、
助言その他の支援を行う。

- ・ 水及び医薬品等の確保

厚生労働省健康局、医薬・生活衛生局生活衛生・食
品安全部及び医政局は、被災都道府県が、社団法人日
本透析医会により提供される透析医療機関における水
・医薬品等の確保状況に関する情報に基づき、必要な
措置を講ずることに関し、被災都道府県に対する必要
な指導、助言その他の支援を行う。

